ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付要綱

（通則）

第１条　ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付については，函館市補助金等交付規則（昭和６２年函館市規則第４３号）の定めによるほか，この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　補助金は，ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）を購入するタクシー事業者等に対し，国と協調して予算の範囲内で交付することにより，ＵＤタクシーの普及促進を図り，もってタクシーを利用する高齢者，障がい者等の多様な旅客の移動の円滑化および安全性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1)「タクシー事業者」　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を経営する者をいう。

(2)「ＵＤタクシー」　標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成２４年３月２８日国自旅第１９２号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両のほか，リフト，スロープ，または回転シートを装備した福祉タクシー車両をいう。

（補助対象事業者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 函館市内に主たる営業所を置くタクシー事業者

(2) 前号に掲げる者とＵＤタクシーに係るリース契約（事業用自動車の貸主が，当該自動車の借主に対し，当事者間で合意した期間にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え，借主は当該自動車の使

用料を貸主に支払う契約をいう。）を締結したリース事業者

（補助対象事業および補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，国が補助金の交付を決定したＵＤタクシーの導入事業とする。

２　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし，補助対象事業の実施に要する経費にかかる消費税および地方消費税のうち，仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税および地方消費税相当分については，補助対象としない。

３　補助金の交付を受けようとする年度は，補助事業に係る国の補助金の額の確定日が属する年度に限るものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，補助対象経費のうち国が交付を決定した補助金額に１／２を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を上限として，予算の範囲内において決定する。

（事前着手届の提出）

第７条　補助金の交付申請をしようとする者は，ＵＤタクシー車両の導入にかかる事業の着手前に，ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金事前着手届（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は，ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付申請書兼実績報告書（別記第２号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して，補助事業に係る国の補助金の額の確定日の翌日から起算して３０日を経過する日または補助金の交付を受けようとする年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業等の実績書（共通第２号様式）

(2) 補助事業等の収支決算書（共通第４号様式）

(3) 補助事業に係る国の補助金の交付申請書，交付決定通知書および

額の確定通知書の写し

(4) 補助事業の支払いに係る領収書の写し

(5) 補助事業により導入したＵＤタクシーの自動車検査証の写し

(6) 補助事業により導入したＵＤタクシーの写真

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第９条　市長は，補助金の交付の申請があったときは，当該申請に係る書類の審査により，補助事業の内容が適正であるかどうかを審査し，補助金を交付すべきものと認めるときは，補助金の交付を決定し，ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記第３号様式）により当該申請者に通知するものとする。

２　市長は，補助金の交付の決定をする場合において，補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付すことができる。

（補助金の額の確定等）

第10条　補助金の額を確定したときの通知は，前条第１項に規定する別記第３号様式による通知書によるものとする。

（補助金の交付）

第11条　補助金は，前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし，市長は，補助事業の遂行上必要があると認めるときは，概算払をすることができる。

（財産の処分の制限）

第12条　補助事業者は，補助事業の完了した年度の翌年度から起算して３年以内の間（以下「処分制限期間」という。）は，市長の承認を受けないで，補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用，譲渡，交換，廃棄，貸付または担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。

２　補助事業者は，前項の財産の処分をしようとするときは，あらかじめ財産処分承認申請書（別記第４号様式）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

３　市長は，前項の承認をする場合において，交付した補助金額のうち，

処分制限期間に対し，第１項の処分の時から処分制限期間の終期までの期間が占める割合に相当する額を原則として返還させるとともに，当該処分により利益が生じたときは，交付した補助金額の範囲内でその利益の全部または一部を市に納付させることができる。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成３１年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年７月２０日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年７月１７日から施行する。

別記第１号様式（第７条関係）

ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金事前着手届

年　　月　　日

函館市長　様

住　所
届出者
氏名または団体名
および代表者氏名

標記補助金に係る次の事業について，ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付要綱第７条の規定により届け出ます。
なお，本事業に関して，補助金が交付決定されなかった場合においても，異議の申し立てを行いません。

記

１　導入（予定）車両および台数

車　種：
型　式：
台　数：

２　着手予定年月日　　年　　月　　日

別記第２号様式（第８条関係）

年度　ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金
交付申請書 兼 実績報告書

年　　月　　日

函館市長　様

住　所
申請者
氏名または団体名
および代表者氏名

標記の補助事業に関し，補助金等の交付を受けたいので，ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付要綱第８条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

１　導入車両および台数

車　種：
型　式：
台　数：

２　補助事業等の着手および完了の日

着　手　　年　　月　　日

完　了　　年　　月　　日

３　補助事業等に要する経費　　金　　円

４　補助金等交付申請額　　金　　円

５　補助事業に係る国の補助金の額の確定日

年　　月　　日

別記第３号様式（第９条および第10条関係）

年度　ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金
交付決定通知書 兼 額の確定通知書

函　企　交
年（　　年）　月　日

住所
補助事業者
氏名

函館市長

年　　月　　日付で申請のあったユニバーサルデザインタクシー購入費補助金の交付については，内容精査の結果，次のとおり交付決定し，同額で補助金の額を確定したので，ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付要綱第９条および第１０条の規定により通知する。

記

1　この補助事業に要する経費および補助金等の額は，次のとおりとする。

補助事業等に要する経費	補助金等の額
円	円

2　次の条件を承知されたい。

(1) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは，文書をもって当該補助金等の交付の申請を取り下げることができる。

(2) 次の場合には，速やかに市長に報告して，その承認または指示を受けること。

(ｱ) 補助事業等の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合。

(ｲ) 補助事業等を中止し，または廃止する場合。

(ｳ) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の

遂行が困難となった場合。

(3) この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは，この決定の全部もしくは一部を取り消し，またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

(4) 補助事業等の遂行にあたっては，この内容の決定およびこれに付した条件に従い，善良な管理者の注意をもってこれにあたること。

(5) 補助事業等の遂行の状況に関し，必要に応じ，報告を求め，調査をすることがある。

(6) 補助事業等が完了したときは，補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(7) 次のいずれかに該当するときは，この補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消し，当該取り消しに係る部分に関し，すでに補助金等が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命ずることがある。

この場合，補助金等の額の確定後においても同様とする。

(ｱ) この補助金等を他の用途に使用したとき。

(ｲ) この補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(ｳ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。

(ｴ) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により，補助金等の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

(ｵ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(8) 補助事業等により取得し，または効用の増加した財産を，市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，または担保に供してはならない。

(9) 補助事業者は，この補助事業等について，帳簿その他の関係書類を備え，これを整理しておくとともに，この補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から５年間保存しなければならない。

別記第４号様式（第 12 条関係）

年　　月　　日

函館市長　様

申請者
住所
氏名または団体名
および代表者氏名

ユニバーサルデザインタクシー処分承認申請書

ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金を受けて取得した下記の財産を処分したいので，ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付要綱第１２条第２項の規定に基づき申請します。

記

１　処分する財産

・　名称

・　数量

・　処分価格　　円

・　補助金の額　　円

２　処分の種類

（交付の目的に反して使用，譲渡，交換，廃棄，貸付または担保に供すること）

３　処分する理由

４　その他必要な事項

５　担当者連絡先